



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年3月18日金曜日 第291号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 131

## 告 示

指定区域の指定（11件）.....（循環型社会推進課）... 132

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）... 134

解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）... 134

保安林予定森林（3件）.....（"）... 134

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る揭示.....（"）... 135

急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）.....（砂防課）... 135

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 136

道路の区域変更（県道岩城弓削線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 136

道路の供用開始（"）.....（"）... 137

道路の区域変更（県道横浜生名港線）.....（"）... 137

道路の供用開始（"）.....（"）... 137

道路の区域変更（県道久万中山線）.....（中予地方局管理課）... 137

道路の供用開始（"）.....（"）... 138

土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 138

道路の区域変更（県道中浦西海線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 138

道路の供用開始（"）.....（"）... 138

道路の区域変更（一般国道197号）.....（南予地方局西予土木事務所）... 138

道路の供用開始（"）.....（"）... 139

## 公 告

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務の委託.....（スマート行政推進課総務事務改革室）... 139

ヘリコプター12か月定期点検整備の委託.....（警察本部会計課）... 140

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通規制課）... 141

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 142

## 公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 142

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第3号

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

西条市朔日市字若洲892番3、892番4、892番5、892番6、892番13、892番14、892番15、892番16、892番18、892番19及び892番23

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

○愛媛県告示第235号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

八幡浜市栗野浦乙21番8

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第236号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

八幡浜市舌間2番耕地220番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第237号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

西予市野村町蔵良530番の一部、531番1の一部、531番2、532番3、540番1の一部、541番及び542番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号  
 （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第238号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

西予市野村町舟戸3668番2の一部、3678番2の一部及び3699番2の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号  
 （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第239号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

北宇和郡松野町大字豊岡364番3

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第2号

○愛媛県告示第240号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

宇和島市三間町務田1278番の一部、1279番の一部、1280番の一部、1310番の一部、1311番、1312番の一部、1313番の一部、1314番の一部及び1315番の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第2号  
 （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第241号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

宇和島市三間町務田1317番の一部、1318番の一部、1319番の一部、1331番の一部、1332番の一部、1333番の一部、1334番、1335番、1336番、1337番、1338番、1339番の一部、1340番の一部、1341番の一部、1343番1の一部、1344番の一部、1346番の一部、1347番の一部、1349番の一部、1350番の一部、1352番の一部、1353番の一部、1354番の一部、1355番の一部、1356番の一部、1357番の一部及び1359番の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第2号

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第242号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

宇和島市三間町務田957番1の一部、957番6の一部、1296番の一部、1297番の一部、1299番1の一部、1300番、1301番の一部、1302番の一部、1303番の一部、1304番の一部、1307番の一部、1308番の一部及び1309番の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第2号

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第243号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、大洲市野佐来地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ほ場整備事業・野佐来地区)計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年3月22日から4月18日まで

3 縦覧場所

大洲市役所本庁

○愛媛県告示第244号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

喜多郡内子町大瀬東4276の2、4276の4、4277の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

用排水路用地とするため

○愛媛県告示第245号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町緑丙592

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

緑丙592(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第246号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西条市小松町妙口字祖父ヶ山乙1の4(次の図に示す部分に限る。)、乙1の6、乙1の9、乙1の14から乙1の16まで、乙1の25、乙1の26、乙1の28

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小松町妙口字祖父ヶ山乙1の4・乙1の6・乙1の9(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第247号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町中川3052、3079から3084まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
中川3052・3079から3081まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第248号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年10月愛媛県告示第568号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を四国中央市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市新宮町新瀬川78 藤田タノ	抵当権者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市新宮町新瀬川乙267 井出豊市	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	香川県高松市郷東町430 横内勉	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市中之庄町775-5 近藤千代子	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市中之庄町775-5 近藤誉雄	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	松山市朝日ヶ丘一丁目1625-1 佐々木祐樹	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	神奈川県鎌倉市植木624 若林博子	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	京都市中京区高倉通二条下る瓦町563エステムコート御所南602号 森貫浩之	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市具定町268 杉尾安彦	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市具定町268 杉尾美恵子	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市金生町下分198 西島恒子	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市新宮町新瀬川乙350 西島雄一郎	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市新宮町新瀬川乙271 石川八重子	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市新宮町馬立乙27 石川要	森林所有者

四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市新宮町新瀬川36 中山金作	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市中曾根町138 蝶野一郎	森林所有者
四国中央市（次の図に示す部分に限る。）	四国中央市新宮町新瀬川34 藤川彌吉	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第249号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

江湖地区（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和53年7月愛媛県告示第840号）江湖の項で指定した標柱4号と標柱3号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域並びに同項で指定した標柱6号と標柱5号を結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号を結んだ線及び標柱13号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
宇和島市	大浦	甲2035番2	8号
		甲1989番2	9号、10号
		甲1983番	11号
		甲1984番1	12号
		甲1963番1	13号

大超寺奥14-2地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
宇和島市	大超寺奥	小駄場	乙86番5 1号
			乙86番2 2号
		大谷	丙168番2 3号

		丙169番 1	4号
	中峯	乙92番	5号、6号
		乙93番	7号、8号、9号、10号
		乙95番	11号
		乙90番 9	12号

○愛媛県告示第250号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

茶谷B地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
喜多郡内子町	立山	5042番地先	1号
		1262番	2号
		1258番	3号
		1227番	4号
		1196番	5号
		1195番	6号
		1179番	7号
		1175番	8号

○愛媛県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、今治市頼田川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年3月18日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	金光省二	今治市朝倉上甲574番地
"	小澤康則	今治市朝倉上甲1087番地2
"	越智實	今治市朝倉上甲2015番地2
"	越智省司	今治市朝倉上甲1006番地4
"	越智義文	今治市朝倉上甲2813番地1
"	武田信重	今治市朝倉南甲102番地3

○愛媛県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

"	岡本寅夫	今治市朝倉南乙339番地
"	菅成二	今治市朝倉北甲350番地3
"	南條紀男	今治市朝倉下甲1179番地
"	白石浩二	今治市朝倉下甲917番地2
"	越智等	今治市山口甲203番地2
"	清水重鬼	今治市古谷甲95番地1
"	世良親臣	今治市宮ヶ崎甲796番地
"	越智勇次	今治市登畑甲374番地2
"	徳永元司	今治市旦甲308番地
"	越智忠	今治市郷桜井2丁目1番17号
"	月原正佳	今治市桜井2丁目5番23号
"	本宮勇	今治市長沢甲1045番地6
"	檜垣守	今治市古国分1丁目9番61号
"	白石春雄	今治市朝倉上甲276番地
監事	武田忍	今治市朝倉上甲1543番地
"	岡貞義	今治市朝倉北甲214番地
"	石丸昭二	今治市宮ヶ崎甲810番地1
"	森正徳	今治市北鳥生町3丁目2番15号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	金光好春	今治市朝倉上甲605番地
"	加藤和敏	今治市朝倉上甲1096番地3
"	武田忍	今治市朝倉上甲1543番地
"	越智友雄	今治市朝倉上甲2052番地4
"	越智省司	今治市朝倉上甲1006番地4
"	井出保男	今治市朝倉南甲153番地1
"	青野整郎	今治市朝倉南乙158番地2
"	井出誠二	今治市朝倉北甲322番地1
"	岡貞義	今治市朝倉北甲214番地
"	白石浩二	今治市朝倉下甲917番地2
"	越智等	今治市山口甲203番地2
"	清水重鬼	今治市古谷甲95番地1
"	世良親臣	今治市宮ヶ崎甲796番地
"	越智駿郎	今治市登畑甲376番地
"	青野幸雄	今治市旦甲100番地
"	越智忠	今治市郷桜井2丁目1番17号
"	月原正佳	今治市桜井2丁目5番23号
"	三谷清	今治市長沢甲1084番地
"	檜垣守	今治市古国分1丁目9番61号
"	白石春雄	今治市朝倉上甲276番地
監事	越智義文	今治市朝倉上甲2813番地1
"	堀川光義	今治市朝倉下甲476番地2
"	石丸昭二	今治市宮ヶ崎甲810番地1

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名4515番2から 同町生名4219番3まで	旧	メートル 11.0~63.4	キロメートル 0.689	
		越智郡上島町生名4515番2から 同町生名4219番3まで	新	8.7~61.3	0.689	

○愛媛県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町岩城64番から 同町生名444番2まで	令和4年3月20日

○愛媛県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名4183番地先から 同町生名4219番2まで	旧	メートル 12.5~16.8	キロメートル 0.102	
		越智郡上島町生名4262番2から 同町生名4219番3まで	新	12.5~49.6	0.144	

○愛媛県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名4262番2から 同町生名4198番2まで	令和4年3月20日

○愛媛県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	伊予郡砥部町高市3069番4	旧	メートル 21.4~56.6	キロメートル 0.023	
			新	21.4~62.9	0.023	

○愛媛県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予郡砥部町高市3069番4	令和4年3月18日

○愛媛県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年3月18日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

○愛媛県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中浦西海線	南宇和郡愛南町船越1830番地先から 同町船越1802番地先まで	旧	メートル 5.2～8.0	キロメートル 0.072	
		南宇和郡愛南町船越1830番2から 同町船越1802番2まで	新	7.0～13.6	0.072	

○愛媛県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中浦西海線	南宇和郡愛南町船越1830番2から 同町船越1802番2まで	令和4年3月18日

○愛媛県告示第261号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	西予市城川町嘉喜尾1882番から 同町嘉喜尾1882番まで	旧	メートル 28.8～36.1	キロメートル 0.041	
		西予市城川町嘉喜尾1882番から 同町嘉喜尾1882番まで	新	28.8～64.2	0.041	



## ○愛媛県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	西予市城川町嘉喜尾1882番から 同町嘉喜尾1882番まで	令和4年3月18日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中村時広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託

## (2) 委託業務名及び数量

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託 一式

## (3) 委託業務の内容等

入札説明書による。

## (4) 委託期間

## ア 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

## イ 委託業務に係る成果品の納入期限

令和5年3月31日（金）

## (5) 委託業務に係る成果品の納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) ISO27001の認証及びPマーク（プライバシーマーク）を取得していること又は、上記認証等内容と同等の規定を整備していること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室改革推進グループ

〒790 0001

愛媛県松山市一番町四丁目2番地 NTTコム松山ビル7階  
電話 (089)912 2476

(2) 入札書の受領期限

令和4年4月27日（水）午後2時まで

(3) 入札説明書の交付方法

令和4年3月18日（金）から同年3月28日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年4月27日（水）午後2時

愛媛県庁第二別館6階小会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。

(ア) 受付期間

令和4年3月18日（金）から同年3月28日（月）までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。

(ア) 受付期間

令和4年3月18日（金）から同年4月15日（金）までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を

履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Consignment of Ehime Prefecture General Affairs , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 27 April 2022
- (3) For further information , please contact: Reform Promotion Group , General Affairs and Administrative Reform Office , Digital Strategy Sub Department , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 0001 Japan  
TEL 089 912 2476

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
ヘリコプター12か月定期点検整備
- (2) 業務名及び数量  
ヘリコプター12か月定期点検整備 1 式
- (3) 業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。  
(アグスタ式A109E型( J A03E P ) )
- (4) 実施期間  
契約締結日から令和4年8月31日まで
- (5) 業務の履行場所  
請負者の保有する事業場認定書の交付を受けた事業場
- (6) 入札方法  
入札金額は、ヘリコプター12か月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。  
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請

負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札説明書の交付期限  
令和4年4月27日(水)17時15分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和4年4月28日(木)13時30分  
愛媛県警察本部地下1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
ア 受付時期  
令和4年3月18日(金)から令和4年4月27日(水)までの執務時間中  
必着であれば郵送でも可能  
イ 受付場所  
3の(1)に掲げる場所
- (5) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行

ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Aircraft inspection

- ・ 12 month inspection
- ・ 50 ,100 ,150 ,200 ,400 ,3200 hours inspection
- ・ Japan civil aviation bureau ( JACB ) circular No 3 010 , etc
- ・ There are other inspections besides these

Hours change parts

Technical bulletin

Bench check

Airworthiness inspection examinees

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m , 28 April , 2022

(3) For further information , please contact: Finance Division , Police Administration Department , the Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan

TEL: 089 934 0110 ( ex 2263 )

FAX: 089 943 2892

e mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月18日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
1～32の 2 省略			1～32の 2 省略		
32の3	県道壬生川新居 浜野田線	西条市氷見字大黒新田甲474番2 地先から同市古川字西八丁甲63番 1地先まで			
33～34 省略			33～34 省略		
34の2	県道松山空港線	松山市北吉田町1006番38地先から 同市南江戸三丁目910番3地先ま で			
35～66の 4 省略			35～66の 4 省略		
66の5	県道国領高木線	新居浜市船木字檜之端甲4566番1 地先から同市東田三丁目乙12番4 地先まで			
66の6	県道宿毛津島線	宇和島市津島町高田甲2134番2地 先から同町高田甲851番3地先ま で			
67～122 省略			67～122 省略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和4年3月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,139,573
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,792
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 242,447

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,971	14,324

南宇和郡	17,978	5,993
松山市・上浮穴郡	434,206	139,035
今治市・越智郡	136,004	45,335
宇和島市・北宇和郡	73,754	24,585
八幡浜市・西宇和郡	35,739	11,913
新居浜市	98,168	32,723
西条市	89,901	29,967
大洲市・喜多郡	49,134	16,378
伊予市	30,638	10,213
四国中央市	71,806	23,936
西予市	31,218	10,406
東温市	28,056	9,352

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年3月18日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称	区分	単位	金額	備考	名称	区分	単位	金額	備考
省略					省略				
省略					人工授精料		1回	9,020円	
省略					省略				
注 省略					注 省略				

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。